簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

本公示に記載の業務は、参加表明及び技術提案（実施方針等）を共通化する２件の業務を対象に、一括して公示し、審査を実施する試行業務である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の業務が別々に案件登録されているので、複数の業務に参加を希望する場合は、参加を希望する業務ごとに参加表明書の提出及び入札が必要である。

なお、希望業務のみに参加表明を提出することもできる。

平成３１年　４月　２日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局　三陸国道事務所長

髙松　昭浩

１．業務概要

（１）業務名　業務番号①磯鶏地区無電柱化検討業務（以下「①業務」という）

業務番号②藤原地区無電柱化検討業務（以下「②業務」という）

（①業務、②業務…共に電子入札対象案件）

（２）業務の目的

①業務　本業務は、三陸国道事務所管内における電線共同溝整備事業の一環として、岩手県宮古市磯鶏二丁目～岩手県宮古市磯鶏石崎地内において、電線共同溝の詳細設計及び一般調査を行うものである。

②業務　本業務は、三陸国道事務所管内における電線共同溝整備事業の一環として、岩手県宮古市藤原三丁目～岩手県宮古市藤原一丁目地内において、電線共同溝の詳細設計及び一般調査を行うものである。

（３）業務内容

①業務　・電線共同溝詳細設計　L=2,000m

・一般調査　１式（試掘調査、物理探査）

②業務　・電線共同溝詳細設計　L=1,400m

・一般調査　１式（試掘調査、物理探査）

（４）履行期間

①業務　契約締結日の翌日～平成３２年１月３１日

②業務　契約締結日の翌日～平成３２年１月３１日

（５）本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、本業務の予定価格が５００万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

（６）本業務は、予定価格が５００万円を超え１，０００万円以下の場合、品質確保の観点から品質確保の基準となる価格を定めるとともに、その価格を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。

（７）本業務は、資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官（以下、「契約担当官等」という。）の承諾を得た場合に限り電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。

２．競争参加者に必要な要件

（１）入札参加者に要求される資格

１）単体企業

a）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第９８条において準用する予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

b）参加表明書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成３１・３２年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)。

c）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

d）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

e）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

２）設計共同体

上記１）単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成３１年４月２日付け東北地方整備局長）に示すところにより、東北地方整備局長から本業務（複数の業務に参加を希望する場合はその業務毎）に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて（平成10年12月10日付け建設省大臣官房地方厚生課長、技術調査室長、官庁営繕部建築課長通知）」の記７「設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い」における申請期限の特例については、個別入札説明書に示す期間とする。

３）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（共通入札説明書参照）

（２）指名競争入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

（３）参加表明書の提出者に対する要件

１）同種又は類似業務等の実績

下記［１］から［２］のいずれかの実績（設計共同体の場合は、代表者につい

て１件以上）を有すること。ただし、[１]及び[２]は国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成２０年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

［１］同種業務：電線共同溝の実施（詳細）設計業務または事業監理業務（注）

［２］類似業務：電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

（注）事業監理業務は、以下の業務を対象とする。

国土交通省が発注した業務で、工事発注までに必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び関係行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務。

上記業務において、事業監理または調査設計を担当した実績を有すること。

２）[１]もしくは[２]の実績として挙げた業務実績が６５点以上であること。

ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務はこの限りではない。

３）個別入札説明書において示す、評価対象業務の業務評定点の平均点が６０点以上であること。

ただし、評価対象業務の実績がない場合は、この限りではない。

（４）配置予定技術者に対する要件

配置予定技術者に対する要件は共通入札説明書及び個別入札説明書による。

（５）入札説明書等の入手に関する要件

入札に参加しようとする者は、参加表明書提出時、技術提案書提出時、入札時それぞれの期限内において、本業務の入札説明書及び入札に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（差替、変更分含む）のうち最新のものを、入札しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムよりダウンロードしていなければならない。なお、契約担当官等の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。資料をダウンロードしない者は入札に参加することができない場合がある。

３．総合評価に関する事項

（１）落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記（２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

２）落札者となるべき者の入札価格が予決令第８５条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第８６条の調査を行うものとする。

３）上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

（２）総合評価の方法は共通入札説明書及び個別入札説明書による

（３）開札後、次の順番で落札者決定を通知する。なお、落札決定通知を受けた場合は、それ以降の当該一括審査方式に係る業務の入札は無効とする。

１）①業務

２）②業務

４．入札手続等

（１）担当部局

〒０２７－００２９　岩手県宮古市藤の川４番１号

東北地方整備局三陸国道事務所　経理課

電　話：０１９３－７１－１７１２（内線２２７）

ＦＡＸ：０１９３－７１－１７３５

（２）入札説明書等の交付期間、場所及び方法

１）電子入札システムにより交付する。交付期間は公示日から入札開始日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。

２）やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）により電子データを交付するので、４．（１）にその旨連絡すること。

（３）参加表明書の提出期限等

提出期限：平成３１年　４月１２日（金）１４時００分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下、「持参等」という。）により４．（１）に提出するものとする。

（４）技術提案書の提出期限等

提出期限：平成３１年　５月　１５日（水）１４時００分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参等により４．（１）に提出するものとする。

（５）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参等により４．（１）に提出するものとする。

入札期限：平成３１年　６月５日（水）１４時００分

開札日時：①業務　平成３１年　６月６日（木）　１０時００分

②業務　平成３１年　６月６日（木）　１１時００分

５．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金　免除

２）契約保証金　免除

（３）入札の無効

本公示に示した要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載を

した者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、契約担当官等により指名された者であっても、開札時に指名停止を受けている者または、２．に掲げる要件を満たしていない者、指名されるために必要な要件のない者の入札については無効とする。

（４）手続きにおける交渉の有無　　無

（５）契約書作成の要否　　要

（６）関連情報を入手するための照会窓口　４．（１）に同じ。

（７）契約図書に定める事項に違反した行為が認められた場合には、指名停止等厳正な措置が講じられることがある。

（８）詳細は共通入札説明書及び個別入札説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

磯鶏地区無電柱化検討業務他1件に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成31年4月2日

東北地方整備局長　　髙田 昌行

1　業務概要

(1) 業　務　名　　業務番号①磯鶏地区無電柱化検討業務（以下「①業務」という）
業務番号②藤原地区無電柱化検討業務（以下「②業務」という）

(2) 業 務 内 容

①業務　・本業務は、三陸国道事務所管内における電線共同溝整備事業の一環として、岩手県宮古市磯鶏二丁目～岩手県宮古市磯鶏石崎地内において、電線共同溝の詳細設計及び一般調査を行うものである。

②業務　・本業務は、三陸国道事務所管内における電線共同溝整備事業の一環として、岩手県宮古市藤原三丁目～岩手県宮古市藤原一丁目地内において、電線共同溝の詳細設計及び一般調査を行うものである。

(3) 履 行 期 限　　履行期間は以下の期間を予定している。
①業務　契約締結日の翌日 ～　平成32年1月31日
②業務　契約締結日の翌日 ～　平成32年1月31日

2　申請の時期

平成31年4月2日から平成31年4月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、申請期限日の翌日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く）においても随時、申請を受け付けるが、指名通知日までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3　申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）から入手するものとする。

(2) 申請書の提出方法及び提出場所

申請者は、申請書に①磯鶏地区無電柱化検討業務設計共同体協定書、②藤原地区無電柱化検討業務設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。複数の業務に参加を希望する場合は、参加を希望する業務毎に申請書及び協定書を提出すること。

提出場所　〒980-8602　宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号　仙台合同庁舎B棟
国土交通省　東北地方整備局　総務部　契約課　工事契約調整係
電話　022-225-2171(代)

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月1日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年10月1日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の（1）から（4）までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③ 東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。

④ 平成30年10月1日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により、①磯鶏地区無電柱化検討業務設計共同体協定書、②藤原地区無電柱化検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、①磯鶏地区無電柱化検討業務設計共同体協定書、②藤原地区無電柱化検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、①磯鶏地区無電柱化検討業務設計共同体協定書、②藤原地区無電柱化検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

6 資格の有効期間

5の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

7 その他

設計共同体の名称は、それぞれ

「①磯鶏地区無電柱化検討業務△△・××設計共同体協定書」

「②藤原地区無電柱化検討業務△△・××設計共同体協定書」

とする。